

様式5 全国規制改革要望書 (記入要領)

| 要望<br>管理番号           | 要望事項<br>管理番号         | 要望<br>事項番号                         | 要望事項<br>(事項名)                          | 具体的要望内容   | 具体的事業の実施<br>内容  | 要望理由   | 根拠法令等  | 制度の所管官庁                   | 要望<br>主体名     | 要望者<br>連絡先<br>(住所) | 要望者<br>連絡先<br>(担当<br>部署) | 要望者<br>連絡先<br>(担当者<br>の役職) | 要望者<br>連絡先<br>(担当者<br>名) | 要望者<br>連絡先<br>(担当者<br>名フリガナ) | 担当者<br>連絡先<br>(電話<br>番号) | 担当者<br>連絡先<br>(FAX<br>番号) | 担当者<br>連絡先<br>(e-mail<br>アドレス) | 公開<br>可否                             | 公開「否」の理由                                 | その他(特記事項)   |
|----------------------|----------------------|------------------------------------|--|---|---|--|--|---------------------------|---------------|--------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 【当室で記入】要望者による記入は必要なし | 【当室で記入】要望者による記入は必要なし | ・要望する「規制改革事項」毎に、1から順番に半角数字で付番すること。 | ・要望する規制改革事項の内容を端的に示す事項名とすること。(最大30字程度) | ・要望事項の具体的内容を明確に記入すること。(必ずしも法令上の問題でなくとも、運用が規制制で問題がある場合も含む)<br>・要望が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制を撤廃する要望であるのか、数量等の規制を緩和する要望であるのか、明確にすること。(数量等の緩和については、どこまで緩和する必要があるのかを明確にすること) | ・要望事項が実現した場合に、実施しようとする具体的事業の内容を効果を含め、記入すること。(記入必須事項ではありません) | ・現状の規制等の問題点、規制改革の必要性・根拠を明確にすること。<br>・特に、これまでに事業の実施を断念した等の具体的事例がある場合には、その経緯を明確にすること。<br>・再要望を行う場合は、過去の要望における各省庁の回答に対する反論や懸念事項の具体的な解決方法等ができる限りご提示ください。 | ・規制等の根拠となっている、又は改正すべきと考える根拠法令等の名称及び該当条項等を記入すること。(法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにすること。) | ・対象根拠法令等を所管する官公庁名を記入すること。 | ・要望者名を記入すること。 | ・住所を記入すること。        | ・担当部署を記入すること。            | ・担当者の役職を記入すること。            | ・担当者名を記入すること。            | ・担当者名のフリガナを記入すること。           | ・担当者の電話番号を記入すること。(半角数字)  | ・担当者のFAX番号を記入すること。(半角数字)  | ・担当者のメールアドレスを記入すること。(半角英字)     | ・公開「可」の場合「1」を、「否」の場合「2」を半角数字で記入すること。 | ・公開「否」の場合、その理由を記載すること。(公開「可」の場合は記入不要です。) | ・要望理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出すること。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙すること。<br>・他の規制改革事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、関連する事項がある場合には、その内容を明記すること。 |

注1) 複数の規制改革事項について要望する場合は、1行内に記載せず、必ず行を分けて記入すること。

注2) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は原則として行わないこと。

注3) 「要望主体名」「要望者連絡先(住所、担当部署、担当者の役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄に記載のない場合は、検討の対象として取り扱うことができませんので、予めご了承ください。

注4) 市場化テストを含む民間開放については、様式が別(様式6)となりますので、ご注意ください。

【記入例】

| 要望事項<br>(事項名)                             | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容  | 要望理由  | その他<br>(特記事項)  |
|---|---|---|---|--|
| <p>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p>                    | <p>本年度は例年になく風水害等の多い年である。風水害等による災害廃棄物が発生したところでは、市町村等が廃棄物の迅速な適正処理を総力挙げて行っているところである。<br/>災害廃棄物は市町村等のごみ焼却施設等により、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、ごみ処理の迅速かつ適正な処理を行う必要があるが、市町村のごみ処理施設等の多くは、一般廃棄物のみを処理する目的で国庫補助を受け、整備した施設であるため、災害廃棄物を分別した結果、生ずる産業廃棄物を処理することはできない。<br/>そこで、災害時のみの特例として、災害救助法の指</p> | <p>本年5月、環境省から、産業廃棄物の適正処理の推進のため、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等において、「環境大臣の承認を得た場合には産業廃棄物の処理を可能とする」旨の通知が出され、環境大臣の承認を受けた場合には、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等で産業廃棄物を合わせて処理することができることとなった。<br/>例えば、この通知に掲げる条件などに、「<u>災害救助法の指定を受けた市町村の災害廃棄物を当該市町村等の一般廃棄物処理施設において処理する場合については、生活環境の保全や公衆衛生を図るため、一定期間に限り、一般廃棄物に加えて産業廃棄物を処理することができる</u>」旨の内容を盛り込まれるなどの改正を行われない。</p> | <p>本年5月、環境省から、産業廃棄物の適正処理の推進のため、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等において、「環境大臣の承認を得た場合には産業廃棄物の処理を可能とする」旨の通知が出され、環境大臣の承認を受けた場合には、国庫補助を受けた市町村のごみ処理施設等で産業廃棄物を合わせて処理することができることとなり、通常、一般廃棄物に加えて新たに産業廃棄物を処理する予定の市町村にあってはこの通知が有効と考えられる。<br/>しかしながら、この環境大臣の承認を受ける必要のない市町村において、災害時などの非常事態の時に、やむ</p> <p>要望の背景・ニーズが明確に記述されている。</p>   | <p>参考資料あり。</p> <p>添付資料1：概要<br/>添付資料2：平成16年5月24日環廃対発第040524005号 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知<br/>その他：災害廃棄物である産業廃棄物の処理量を把握する代替措置としては、「災害廃棄物処理事業費国庫補助金事業実績報告書」によることが考えられる。(昭和50年2月18日 厚生省環第109号 環境事務次官通知)</p> |
| <p>保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定[新規]</p> | <p>コンビニエンスストア用の施設基準を定めるべきである。具体的には、<u>カウンター</u>の天井や壁の仕上げを特定のものに指定せず、<u>売場と同じもので良いとすること、倉庫等に大型冷蔵庫があれば調理場のすぐそばに小型の冷蔵庫を置かなくても良いこととする</u>など、実態に即した施設基準を定め、全国一律に適用すべきである。</p> <p>要望内容が具体的であり、明確である。</p>  | <p>要望内容が具体的であり、明確である。</p> <p>事例(弊害)が具体的に記述されている。</p>  | <p>コンビニエンスストアの施設基準がないため、飲食店など他の施設基準が適用されている。また、その適用にあたっては次の例のように、地域によっては過剰な負担を求められることがある。コンビニエンスストアのカウンター内における調理及び販売は飲食店よりも露店等に近く、また、コンビニエンスストアは全国に約5万店近くあるという実態を踏まえ、コンビニエンスストア用の施設基準を設けて全国で一律に適用すべきである。<br/>例)コンビニエンスストアの営業許可を申請するに当たり、一部の保健所では次のような要件を求められることがある。<br/><u>カウンター内には、シンクと手洗いを、客用には別途お手洗いを設けているにも関わらず、売場に一ヶ所さらに、手洗いを設けるように指導がある地域がある。無駄なコストと共にかえって不衛生な現場を生んでいる。(新潟県、愛知県、千葉県、宮城県、山形県、福島県等)。</u><br/><u>カウンター内を厨房とみなし、仕上げを特定のものに指定される地区がある。(静岡県、京都市等)。</u><br/><u>愛知県では、飲食店営業の許可基準として、原則従業員全員に検便を義務付けている。</u></p> | <p>現状の保健所の施設基準の取り決めでは、コンビニエンスストアは飲食店として扱われる為に、レストランや喫茶店としての施設を要望され、また細かい設備基準については、大型スーパーと同じ括りで設置設備を要求されている。</p>  |

様式5 全国規制改革要望書 (記入要領)

| 要望事項<br>(事項名)                           | 具体的<br>要望内容   | 具体的事業の<br>実施内容   | 要望理由   | その他<br>(特記事項)  |
|---|---|--|--|--|
| 住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和【新規】 | 共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。  | <p style="text-align: center;">要望の背景・ニーズ、現状における弊害が具体的に記述されている。</p> | <p>共同住宅の附属駐車場の面積は建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積にて制限されている。従って共同住宅の規模が大きい場合、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くする、といった計画とせざるを得ない。その結果、自動車が収容しきれない、土地の細分化が促進される、敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減る、といった弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。</p> <p>確かに、一団地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、緩和された上でも、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。もちろん、住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できる。しかし、<u>一定規模の共同住宅の建設を認めておきながら、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは、無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするといった事態が生ずることは本末転倒である。</u></p> | <p>住居系用途地域において、共同住宅の附属駐車場の面積は低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3000㎡以下に制限されている。また階数についても、低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。これらの制限により、共同住宅に必要な不可欠な駐車場が確保できなかったり、緑地面積が少なくなる等の弊害が生じている</p> |
| エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和【新規】         | エレベーターに関連しない配管設備であっても、安全性が確保できればエレベーター昇降路への「その他配管設備」の敷設を認めるべきである。 | <p style="text-align: center;">ニーズ、効果が具体的に記述されている。</p>             | <p><u>エレベーター昇降路は、建物内の数少ない縦抗であり、既存の建物の用途変更に伴う、インフラ整備に伴う配管配線の敷設に活用できることになれば、光ケーブルの縦線敷設が容易に、低価格に可能になり、既存建物におけるIT情報化を加速度的に進めることが可能になる。</u></p> <p>本条項の目的は、エレベーターに必要な配管設備以外のものの設置によって、エレベーターの安全性を損なうことになることを懸念したものであるが、エレベーター用配管設備と同等の敷設構造をもたせることなどで、安全性を確保することは可能であり、本条項は不可欠なものではなくなっている。</p>  | <p>エレベーター昇降路には、給水、排水や、その他配管設備を設けてはいけないことになっており、「その他配管設備」には昇降機に関係の無い電気設備の配管、配線、風道等が該当するとされており、建物内の縦抗である事を活かした設備配管の敷設が禁止されている。</p>   |

記入例につきましては、あくまでも例示でありますので、措置の可否には、一切関係ございません。